

2020年1月24日

調査報告書の提言に対する当社具体的再発防止策について

世紀東急工業株式会社

1. 独占禁止法違反行為に対する意識改革・遵守意識の徹底・法令等遵守体制の整備
 - (ア) アスファルト合材の販売に関する業務に従事する役職員に対する法務担当者及び第三者による定期的な監査

内部統制推進部（法務担当者）によって既に実施している事業所往査に加え、製品部門の競合他社職員と接触する機会がある対象者に対し年2回、接触状況等に関するアンケートを実施し、アンケート結果に不明、不審な点があれば当該対象者に対してヒアリングを行い、アンケート調査及びヒアリング調査の結果を第三者に報告し、第三者は、内部統制推進部からの調査報告に関して監査を行う。第三者による監査の結果、内部統制推進部の調査内容に疑義等があれば、第三者から内部統制推進部へ追加調査を指示するとともに、必要があれば、第三者自ら改めてアンケート対象者又はヒアリング対象者に対してヒアリング等の調査を行う。

上記監査は、公正取引委員会による排除措置命令に基づき行うものであるが、こうした監査活動が排除措置命令に従って行う形式的なものではなく、調査報告書の提言に基づき、会社が再発防止に向けた強い意識を持って行うものであること、及びその実効性についてモニタリング等を通じて確認するために監査を継続的に行うという会社の方針を、役職員に対し、研修、社内イントラネット等にて繰り返し周知、徹底する。

また、社内イントラネット内にコンプライアンスポータルサイトを開設し、監査に関する書式やマニュアル等を整備し、全役職員が容易に参照できるようにする。

- (イ) 競合他社との情報交換等についての監視体制強化

競合他社職員との接触（会合、懇親会への出席、私的な競合他社職員との飲食等）について、事前の承認、事後の報告を要し、記録、保管することを定めていたが、これに競合他社からの販売価格に係わる内容のメールや電話についても所定の書式での記録を求め、報告、保管が必要な旨を追加で規定した。なお、役職員の事前の同意を得て、内部統制推進部その他の者が、役職員が使用するパソコンのメール履歴等を

閲覧し、競合他社職員間との不審なメール等がある場合は、当該パソコンの使用者に対してヒアリングを行う。

競合他社との不必要な接触を排除するという基本方針を徹底するため、支店、工場の監視担当者が接触記録を確認し、不必要な接触が見受けられた場合には、指導、改善にあたり、不適切な情報交換等が見受けられた場合には、直ちに内部統制推進部へ報告する。

また、内部統制推進部は往査時に対象者の営業日報、運行管理表、精算伝票（特に交際費、通信交通費、旅費、雑費）を閲覧し、接触記録と照合することにより、記載漏れ、あるいは虚偽の報告等がないか確認する。

上記確認により、疑義のある事実等が発見された場合は、内部統制推進部によるヒアリングを経て顧問弁護士等による面談を実施する。

上記接触記録への記載や報告に不備があった対象者については、指導、教育を行い、改善が見られない場合には人事評価に反映させることとし、これを事前に研修、社内イントラネット等で職員に周知する。

(ウ) 独占禁止法違反行為に係わる調査への協力を行った者に対する適切な取り扱いを定める規程の作成

独占禁止法違反行為を自己申告した者、社内調査、公正取引委員会等による調査に協力したものに対して、懲戒処分のみならず、減免することができる旨の規程を整備してあることを研修にて役職員に周知する。

2. 再発防止のための具体的制度運用

(ア) コンプライアンス推進責任者に対する研修

地域限定的な独占禁止法違反行為の防止のため、支店事業部コンプライアンス推進責任者および事業所コンプライアンス推進責任者に対し、知識の習得とコンプライアンス経営における責任ある立場であることを自覚させることを目的に、年1回、顧問弁護士等による研修を実施する。

(イ) 価格カルテルは会社の利益にならないということの周知、徹底

独占禁止法違反によって利益を確保するという考え方は間違いであることを、経営層のメッセージとして引き続き全役職員へ向けて発信し、コンプライアンスの日に実施している研修、その他階層別研修等においても競合他社との不必要な接触を

排除するという基本方針と共に繰り返し周知し、役職員一人ひとりに浸透するよう徹底を図る。

年2回実施するアンケートにおいて、役職員のカルテルに対する意識又は意識の変化に関し、モニタリングを実施する。

(ウ) 従業員に対する適切なフォロー

社内コンプライアンス相談窓口、社外独占禁止法関連相談窓口の存在を各種研修で繰り返し周知するほか、全役職員に対して月1回、コンプライアンスメールマガジンの配信を開始し、これにおいても窓口の利用促進を広報する。

事業所において毎月開催しているコンプライアンス勉強会や内部統制推進部による事業所監査時に開催している教育機会を通じて社内交流を図り、相談窓口に限定せず、上司、支店、本社内部統制推進部等に相談しやすい環境を整備して、従業員の孤立を防止する。

(エ) アスファルト合材の原材料値上がり時における値上げ活動の監視体制の整備

原材料価格が変動し、アスファルト合材の販売価格に反映させる状況になった場合は、どのように値上げ額、値上げ時期等を決定したのかという判断材料、プロセスを記録し、競合他社と情報交換することなく、独自の判断により値上げを行ったことの証跡を残すことを義務づける（販売価格改定記録）。

JV工場においては、当社、他構成会社、各自の全社的な値上げ方針について情報交換を行わず、あくまで自工場の値上げについてのみ構成員間で方針を協議し、その記録を残す。

記録は支店、本社へ提出することとし、記載に不備があれば改善を指示して、価格決定の不透明性を排除する。

内部統制推進部の事業所監査等においては、特に原材料価格の変動時期、及び値上げ決定時期の営業日報や接触記録を厳重に監査し、販売価格改定の過程に疑わしい点がないかを確認する。

上記の各施策については、取締役会に年2回、実施状況を報告し、必要に応じて改善を図ってまいります。

以 上